

② 国家公務員課室長等

イ 年度別女性国家公務員登用状況

人、（％）																											
	指 定 職			行 政 職（一）												指定職～7級までの計 （本省課室長相当職以上）			行 政 職（一）						指定職～5級までの計 （国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上）		
				10 級			9 級			8 級			7 級						6 級			5 級					
	総数	女性 （女性割合）	男性 （男性割合）	総数	女性 （女性割合）	男性 （男性割合）	総数	女性 （女性割合）	男性 （男性割合）	総数	女性 （女性割合）	男性 （男性割合）	総数	女性 （女性割合）	男性 （男性割合）	総数	女性 （女性割合）	男性 （男性割合）	総数	女性 （女性割合）	男性 （男性割合）	総数	女性 （女性割合）	男性 （男性割合）	総数	女性 （女性割合）	男性 （男性割合）
平成27年度	911	28 (3.1)	883 (96.9)	259	2 (0.8)	257 (99)	1,482	40 (2.7)	1,442 (97.3)	2,253	79 (3.5)	2,174 (96.5)	3,997	176 (4.4)	3,821 (95.6)	8,902	325 (3.7)	8,577 (96.3)	17,328	1,014 (5.9)	16,314 (94.1)	20,479	1,683 (8.2)	18,796 (91.8)	46,709	3,022 (6.5)	43,687 (93.5)
平成28年度	936	34 (3.6)	902 (96.4)	257	6 (2.3)	251 (98)	1,448	38 (2.6)	1,410 (97.4)	2,283	104 (4.6)	2,179 (95.4)	4,053	205 (5.1)	3,848 (94.9)	8,977	387 (4.3)	8,590 (95.7)	17,490	1,076 (6.2)	16,414 (93.8)	20,725	1,869 (9.0)	18,856 (91.0)	47,192	3,332 (7.1)	43,860 (92.9)
平成29年度	939	32 (3.4)	907 (96.6)	282	12 (4.3)	270 (96)	1,489	38 (2.6)	1,451 (97.4)	2,342	103 (4.4)	2,239 (95.6)	4,067	225 (5.5)	3,842 (94.5)	9,119	410 (4.5)	8,709 (95.5)	17,635	1,214 (6.9)	16,421 (93.1)	21,084	2,018 (9.6)	19,066 (90.4)	47,838	3,642 (7.6)	44,196 (92.4)
平成30年度	929	38 (4.1)	891 (95.9)	288	13 (4.5)	275 (96)	1,489	48 (3.2)	1,441 (96.8)	2,331	114 (4.9)	2,217 (95.1)	4,100	240 (5.9)	3,860 (94.1)	9,137	453 (5.0)	8,684 (95.0)	17,824	1,328 (7.5)	16,496 (92.5)	21,425	2,199 (10.3)	19,226 (89.7)	48,386	3,980 (8.2)	44,406 (91.8)
令和元年度	959	41 (4.3)	918 (95.7)	298	14 (4.7)	284 (95)	1,506	53 (3.5)	1,453 (96.5)	2,324	135 (5.8)	2,189 (94.2)	4,181	242 (5.8)	3,939 (94.2)	9,268	485 (5.2)	8,783 (94.8)	18,110	1,428 (7.9)	16,682 (92.1)	21,626	2,420 (11.2)	19,206 (88.8)	49,004	4,333 (8.8)	44,671 (91.2)
令和２年度	969	43 (4.4)	926 (95.6)	286	9 (3.1)	277 (97)	1,481	65 (4.4)	1,416 (95.6)	2,302	146 (6.3)	2,156 (93.7)	4,211	278 (6.6)	3,933 (93.4)	9,249	541 (5.8)	8,708 (94.2)	18,076	1,510 (8.4)	16,566 (91.6)	21,697	2,662 (12.3)	19,035 (87.7)	49,022	4,713 (9.6)	44,309 (90.4)
令和３年度	977	44 (4.5)	933 (95.5)	289	11 (3.8)	278 (96)	1,444	71 (4.9)	1,373 (95.1)	2,297	157 (6.8)	2,140 (93.2)	4,219	298 (7.1)	3,921 (92.9)	9,226	581 (6.3)	8,645 (93.7)	18,063	1,664 (9.2)	16,399 (90.8)	21,706	2,925 (13.5)	18,781 (86.5)	48,995	5,170 (10.6)	43,825 (89.4)
令和４年度	975	51 (5.2)	924 (94.8)	286	9 (3.1)	277 (97)	1,429	82 (5.7)	1,347 (94.3)	2,309	156 (6.8)	2,153 (93.2)	4,263	337 (7.9)	3,926 (92.1)	9,262	635 (6.9)	8,627 (93.1)	18,058	1,734 (9.6)	16,324 (90.4)	21,700	3,185 (14.7)	18,515 (85.3)	49,020	5,554 (11.3)	43,466 (88.7)
令和５年度	977	46 (4.7)	931 (95.3)	301	11 (3.7)	290 (96)	1,474	95 (6.4)	1,379 (93.6)	2,370	173 (7.3)	2,197 (92.7)	4,243	347 (8.2)	3,896 (91.8)	9,365	672 (7.2)	8,693 (92.8)	18,324	1,901 (10.4)	16,423 (89.6)	21,524	3,468 (16.1)	18,056 (83.9)	49,213	6,041 (12.3)	43,172 (87.7)
令和６年度	987	50 (5.1)	937 (94.9)	301	17 (5.6)	284 (94)	1,483	109 (7.3)	1,374 (92.7)	2,304	185 (8.0)	2,119 (92.0)	4,295	384 (8.9)	3,911 (91.1)	9,370	745 (8.0)	8,625 (92.0)	18,333	2,075 (11.3)	16,258 (88.7)	23,005	3,843 (16.7)	19,162 (83.3)	50,708	6,663 (13.1)	44,045 (86.9)

出典：内閣官房内閣人事局「一般職国家公務員在職状況統計表」（各年度７月１日現在）より内閣府算定
（注）一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）の指定職務給表及び行政職務給表（一）各級適用職員数

（参考：平成26年度以前の年度別女性国家公務員登用状況（人事院「一般職の国家公務員の任用状況調査」）より）
人、（％）

	指 定 職			行 政 職（一）						計		
				1 等 級			2 等 級					
	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総 数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)
昭和50年度	1,271	1 (0.1)	1,270 (99.9)	1,146	1 (0.1)	1,145 (99.9)	4,521	18 (0.4)	4,503 (99.6)	6,938	20 (0.3)	6,918 (99.7)
昭和55年度	1,559	3 (0.2)	1,556 (99.8)	1,418	6 (0.4)	1,412 (99.6)	5,041	33 (0.7)	5,008 (99.3)	8,018	42 (0.5)	7,976 (99.5)

（昭和60年度～平成17年度）人、（％）

	指 定 職			11 級						10 級			9 級			計		
				11 級			10 級			9 級								
	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)			
昭和60年度	1,606 (0.2)	4 (99.8)	1,602 (99.8)	1,385	10 (0.7)	1,375 (99.3)	1,634	9 (0.6)	1,625 (99.4)	3,493	17 (0.5)	3,476 (99.5)	8,118	40 (0.5)	8,078 (99.5)			
平成2年度	1,627 (0.6)	9 (99.4)	1,618 (99.4)	1,438	16 (1.1)	1,422 (98.9)	1,874	12 (0.6)	1,862 (99.4)	3,850	30 (0.8)	3,820 (99.2)	8,789	67 (0.8)	8,722 (99.2)			
平成7年度	1,673 (0.6)	10 (99.4)	1,663 (99.4)	1,560	9 (0.6)	1,551 (99.4)	2,092	23 (1.1)	2,069 (98.9)	4,027	48 (1.2)	3,979 (98.8)	9,352	90 (1.0)	9,262 (99.0)			
平成12年度	1,660 (0.4)	6 (99.6)	1,654 (99.6)	1,644	23 (1.4)	1,621 (98.6)	2,277	26 (1.1)	2,251 (98.9)	4,158	67 (1.6)	4,091 (98.4)	9,739	122 (1.3)	9,617 (98.7)			
平成13年度	1,627 (0.7)	11 (99.3)	1,616 (99.3)	1,706	24 (1.4)	1,682 (98.6)	2,318	35 (1.5)	2,283 (98.5)	4,155	66 (1.6)	4,089 (98.4)	9,806	136 (1.4)	9,670 (98.6)			
平成14年度	1,641 (0.8)	13 (99.2)	1,628 (99.2)	1,774	27 (1.5)	1,747 (98.5)	2,291	31 (1.4)	2,260 (98.6)	4,161	59 (1.4)	4,102 (98.6)	9,867	130 (1.3)	9,737 (98.7)			
平成15年度	1,623 (0.8)	13 (99.2)	1,610 (99.2)	1,734	36 (2.1)	1,698 (97.9)	2,306	30 (1.3)	2,276 (98.7)	4,142	66 (1.6)	4,076 (98.4)	9,805	145 (1.5)	9,660 (98.5)			
平成16年度	861 (1.2)	10 (98.8)	851 (98.8)	1,717	36 (2.1)	1,681 (97.9)	2,199	28 (1.3)	2,171 (98.7)	3,679	68 (1.8)	3,611 (98.2)	8,456	142 (1.7)	8,314 (98.3)			
平成17年度	887 (1.2)	11 (98.8)	876 (98.8)	1,703	36 (2.1)	1,667 (97.9)	2,188	43 (2.0)	2,145 (98.0)	3,674	64 (1.7)	3,610 (98.3)	8,452	154 (1.8)	8,298 (98.2)			

（平成18年度以降）人、（％）

	指 定 職			行 政 職 (一)												計		
				10 級			9 級			8 級			7 級					
	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)	総数	女性 (女性割合)	男性 (男性割合)			
平成18年度	894	10 (1.1)	884 (98.9)	132	0 (0.0)	132 (100)	1,624	38 (2.3)	1,586 (97.7)	2,211	46 (2.1)	2,165 (97.9)	3,709	75 (2.0)	3,634 (98.0)	8,570	169 (2.0)	8,401 (98.0)
平成19年度	903	11 (1.2)	892 (98.8)	179	1 (0.6)	178 (99.4)	1,597	39 (2.4)	1,558 (97.6)	2,246	43 (1.9)	2,203 (98.1)	3,751	84 (2.2)	3,667 (97.8)	8,676	178 (2.1)	8,498 (97.9)
平成20年度	901	16 (1.8)	885 (98.2)	215	2 (0.9)	213 (99.1)	1,555	38 (2.4)	1,517 (97.6)	2,249	52 (2.3)	2,197 (97.7)	3,823	97 (2.5)	3,726 (97.5)	8,743	205 (2.3)	8,538 (97.7)
平成21年度	914	19 (2.1)	895 (97.9)	232	5 (2.2)	227 (97.8)	1,512	37 (2.4)	1,475 (97.6)	2,281	45 (2.0)	2,236 (98.0)	3,792	114 (3.0)	3,678 (97.0)	8,731	220 (2.5)	8,511 (97.5)
平成22年度	891	20 (2.2)	871 (97.8)	250	7 (2.8)	243 (97.2)	1,516	38 (2.5)	1,478 (97.5)	2,399	54 (2.3)	2,345 (97.7)	3,780	110 (2.9)	3,670 (97.1)	8,836	229 (2.6)	8,607 (97.4)
平成23年度	904	18 (2.0)	886 (98.0)	255	7 (2.7)	248 (97.3)	1,537	44 (2.9)	1,493 (97.1)	2,467	59 (2.4)	2,408 (97.6)	3,826	115 (3.0)	3,711 (97.0)	8,989	243 (2.7)	8,746 (97.3)
平成24年度	903	15 (1.7)	888 (98.3)	256	5 (2.0)	251 (98.0)	1,601	45 (2.8)	1,556 (97.2)	2,438	62 (2.5)	2,376 (97.5)	3,916	127 (3.2)	3,789 (96.8)	9,114	254 (2.8)	8,860 (97.2)
平成25年度	926	20 (2.2)	906 (97.8)	264	1 (0.4)	263 (99.6)	1,588	42 (2.6)	1,546 (97.4)	2,504	71 (2.8)	2,433 (97.2)	4,070	164 (4.0)	3,906 (96.0)	9,352	298 (3.2)	9,054 (96.8)
平成26年度	936	27 (2.9)	909 (97.1)	266	3 (1.1)	263 (98.9)	1,583	42 (2.7)	1,541 (97.3)	2,525	66 (2.6)	2,459 (97.4)	4,169	188 (4.5)	3,981 (95.5)	9,479	326 (3.4)	9,153 (96.6)

（注）１．平成12年度までは各年度末、13年度からは各年度１月15日現在。
２．本府省課室長相当職以上である指定職務給表適用職員及び行政職（一）俸給表２等級（昭和50年度～昭和59年度）、９級（昭和60年度～平成17年度）又は７級（平成18年度以降）以上適用職員数。
３．調査時点において適用されていた俸給表における各級の職員数を示す。

□ 府省等別女性国家公務員登用状況

(令和6年7月1日現在)															
	全職員 ※注2 (人)	うち 女性 (人)	全職員に 対する女 性割合 (%)	本省課室長相当職			国の地方機関課長・本省課長補佐相当職			係長相当職(本省)			係長相当職(本省)のうち 新たに昇任した職員		
				総数 (人)	うち 女性 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	うち 女性 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	うち 女性 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	うち 女性 (人)	女性 割合 (%)
内閣官房	1,136	220	19.4	165	18	10.9	325	36	11.1	381	85	22.3	41	19	46.3
内閣法制局	73	20	27.4	24	0	0.0	12	6	50.0	20	9	45.0	2	1	50.0
内閣府	2,339	606	25.9	245	28	11.4	680	122	17.9	353	118	33.4	63	21	33.3
宮内庁	719	150	20.9	48	5	10.4	97	11	11.3	280	34	12.1	21	7	33.3
公正取引委員会	816	240	29.4	62	4	6.5	187	20	10.7	301	114	37.9	35	16	45.7
国家公安委員会 (警察庁)	8,159	1,045	12.8	890	24	2.7	1,339	56	4.2	1,349	190	14.1	321	31	9.7
個人情報保護委員会	192	57	29.7	14	0	0.0	61	12	19.7	62	17	27.4	20	7	35.0
カジノ管理委員会	134	21	15.7	12	2	16.7	46	8	17.4	48	3	6.3	5	0	0.0
金融庁	1,384	385	27.8	125	10	8.0	496	75	15.1	403	146	36.2	62	22	35.5
消費者庁	406	137	33.7	34	5	14.7	112	28	25.0	146	54	37.0	28	12	42.9
こども家庭庁	382	119	31.2	33	6	18.2	117	28	23.9	132	45	34.1	6	3	50.0
デジタル庁	486	92	18.9	39	3	7.7	134	11	8.2	176	35	19.9	9	2	22.2
復興庁	195	26	13.3	19	0	0.0	63	4	6.3	41	10	24.4	7	3	42.9
総務省	4,436	1,236	27.9	501	34	6.8	1,101	149	13.5	938	354	37.7	104	46	44.2
法務省	49,429	12,070	24.4	1,082	122	11.3	6,312	1,020	16.2	688	155	22.5	164	46	28.0
外務省	6,239	2,251	36.1	651	74	11.4	2,297	719	31.3	773	393	50.8	82	41	50.0
財務省	69,026	18,368	26.6	3,139	324	10.3	27,004	5,120	19.0	996	274	27.5	142	36	25.4
文部科学省	1,975	617	31.2	336	43	12.8	546	141	25.8	678	250	36.9	148	52	35.1
厚生労働省	28,765	9,485	33.0	804	80	10.0	6,999	1,392	19.9	1,506	514	34.1	239	105	43.9
農林水産省	17,790	4,251	23.9	858	51	5.9	6,439	739	11.5	1,751	584	33.4	289	92	31.8
経済産業省	7,604	2,171	28.6	1,362	178	13.1	2,575	620	24.1	1,241	496	40.0	208	68	32.7
国土交通省	55,902	8,533	15.3	2,777	90	3.2	14,370	1,050	7.3	2,608	469	18.0	526	99	18.8
環境省	2,890	675	23.4	235	19	8.1	914	126	13.8	525	159	30.3	54	18	33.3
防衛省	14,305	4,139	28.9	548	26	4.7	2,755	235	8.5	848	266	31.4	179	38	21.2
人事院	566	214	37.8	74	15	20.3	163	52	31.9	111	47	42.3	6	2	33.3
会計検査院	1,119	360	32.2	173	20	11.6	331	71	21.5	292	125	42.8	43	18	41.9
合 計	276,467	67,488	24.4	14,250	1,181	8.3	75,475	11,851	15.7	16,647	4,946	29.7	2,804	805	28.7

資料出所:内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」(令和6年度)

注1 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）の行政職俸給表（一）、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表（一）、公安職俸給表（二）及び指定職俸給表の適用を受ける職員並びに防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号。以下「防衛省職員給与法」という。）に基づき一般職給与法の行政職俸給表（一）及び指定職俸給表に

定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象

2 「全職員」とは、注1に記載する職員の総数をいい、役職についていない者（係員相当職）、指定職俸給表の適用を受ける職員並びに防給法に基づき指定職俸給表に定める額の俸給が支給される防衛省の職員を含む。

また、「指定職相当」、「本省課室長相当職」及び「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」については本省及び国の地方機関の職員が対象、「係長相当職（本省）」及び「係長相当職（本省）のうち新たに昇任した職員」については本省のみの職員が対象。

3 「本省課室長相当職」（防衛省を除く。）及び「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」（防衛省を除く。）の数値は、「一般職国家公務員在職状況統計表（令和6年7月1日現在）」（内閣人事局）、「係長相当職（本省）」、「係長相当職（本省）のうち新たに昇任した職員」及び防衛省の数値は内閣人事局が各府省等に聴取した結果に基づき作成している。

4 「本省課室長相当職」とは、一般職給与法の行政職俸給表（一）7級から10級相当職の職員を、「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」とは同俸給表（一）5級及び6級相当職の職員を、「係長相当職（本省）」とは同俸給表（一）3級及び4級相当職の本省職員をいう。

また、「係長相当職（本省）のうち新たに昇任した職員」とは令和6年7月1日時点の本省に在籍する係長相当職の職員のうち、令和5年7月2日から令和6年7月1日までの間に初めて本省の係長相当職に任用された職員をいう。

5 「係長相当職（本省）」については「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月25日閣議決定）において、「係長相当職（本省）のうち新たに昇任した職員」については「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）において、将来指導的地位に登用される候補者の目標として新たに定められたものである。

・本省課室長相当職

	令和6年7月1日現在			(参考) 令和5年7月1日現在		
	総数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)	総数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)
内閣官房	165	18	10.9	170	16	9.4
内閣法制局	24	0	0.0	24	0	0.0
内閣府	245	28	11.4	250	25	10.0
宮内庁	48	5	10.4	49	3	6.1
公正取引委員会	62	4	6.5	68	8	11.8
国家公安委員会(警察庁)	890	24	2.7	918	19	2.1
個人情報保護委員会	14	0	0.0	14	0	0.0
カジノ管理委員会	12	2	16.7	14	1	7.1
金融庁	125	10	8.0	131	10	7.6
消費者庁	34	5	14.7	32	4	12.5
こども家庭庁	33	6	18.2	33	4	12.1
デジタル庁	39	3	7.7	38	2	5.3
復興庁	19	0	0.0	20	1	5.0
総務省	501	34	6.8	513	31	6.0
法務省	1,082	122	11.3	1,092	117	10.7
外務省	651	74	11.4	641	62	9.7
財務省	3,139	324	10.3	3,114	281	9.0
文部科学省	336	43	12.8	326	41	12.6
厚生労働省	804	80	10.0	790	77	9.7
農林水産省	858	51	5.9	850	48	5.6
経済産業省	1,362	178	13.1	1,347	164	12.2
国土交通省	2,777	90	3.2	2,762	80	2.9
環境省	235	19	8.1	243	19	7.8
防衛省	548	26	4.7	542	22	4.1
人事院	74	15	20.3	78	15	19.2
会計検査院	173	20	11.6	170	15	8.8
合 計	14,250	1,181	8.3	14,229	1,065	7.5

資料出所：内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」（令和6年度）

注1 一般職給与法の行政職俸給表（一）、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表（一）及び公安職俸給表（二）の適用を受ける職員並びに防衛省職員給与法に基づき一般職給与法の行政職俸給表（一）に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象

2 「一般職国家公務員在職状況統計表（令和6年7月1日現在）」（内閣人事局）に基づき作成。防衛省の数値は内閣人事局が聴取した結果に基づき作成

3 「本省課室長相当職」とは一般職給与法の行政職俸給表（一）7級から10級相当職の職員をいう。

・国の地方機関課長・本省課長補佐相当職

	令和6年7月1日現在			(参考) 令和5年7月1日現在		
	総数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)	総数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)
内閣官房	325	36	11.1	314	34	10.8
内閣法制局	12	6	50.0	10	5	50.0
内閣府	680	122	17.9	635	112	17.6
宮内庁	97	11	11.3	96	12	12.5
公正取引委員会	187	20	10.7	168	14	8.3
国家公安委員会(警察庁)	1,339	56	4.2	1,275	59	4.6
個人情報保護委員会	61	12	19.7	57	10	17.5
カジノ管理委員会	46	8	17.4	43	6	14.0
金融庁	496	75	15.1	494	80	16.2
消費者庁	112	28	25.0	98	26	26.5
こども家庭庁	117	28	23.9	99	27	27.3
デジタル庁	134	11	8.2	112	13	11.6
復興庁	63	4	6.3	67	3	4.5
総務省	1,101	149	13.5	999	131	13.1
法務省	6,312	1,020	16.2	6,055	947	15.6
外務省	2,297	719	31.3	2,320	695	30.0
財務省	27,004	5,120	19.0	27,690	5,005	18.1
文部科学省	546	141	25.8	527	126	23.9
厚生労働省	6,999	1,392	19.9	6,752	1,227	18.2
農林水産省	6,439	739	11.5	6,366	677	10.6
経済産業省	2,575	620	24.1	2,570	559	21.8
国土交通省	14,370	1,050	7.3	13,771	940	6.8
環境省	914	126	13.8	884	114	12.9
防衛省	2,755	235	8.5	2,652	217	8.2
人事院	163	52	31.9	157	51	32.5
会計検査院	331	71	21.5	314	62	19.7
合 計	75,475	11,851	15.7	74,525	11,152	15.0

資料出所：内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」（令和6年度）

- 注 1 一般職給与法の行政職俸給表（一）、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表（一）及び公安職俸給表（二）の適用を受ける職員並びに防衛省職員給与法に基づき一般職給与法の行政職俸給表（一）に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象
- 2 「一般職国家公務員在職状況統計表（令和6年7月1日現在）」（内閣人事局）に基づき作成。防衛省の数値は内閣人事局が聴取した結果に基づき作成
- 3 「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」とは、一般職給与法の行政職俸給表（一）5級及び6級相当職の職員をいう。

・係長相当職(本省)

	令和6年7月1日現在			(参考) 令和5年7月1日現在		
	総数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)	総数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)
内閣官房	381	85	22.3	359	74	20.6
内閣法制局	20	9	45.0	19	10	52.6
内閣府	353	118	33.4	348	108	31.0
宮内庁	280	34	12.1	264	30	11.4
公正取引委員会	301	114	37.9	296	100	33.8
国家公安委員会(警察庁)	1,349	190	14.1	1,323	185	14.0
個人情報保護委員会	62	17	27.4	56	16	28.6
カジノ管理委員会	48	3	6.3	64	13	20.3
金融庁	403	146	36.2	377	130	34.5
消費者庁	146	54	37.0	125	39	31.2
こども家庭庁	132	45	34.1	141	43	30.5
デジタル庁	176	35	19.9	177	32	18.1
復興庁	41	10	24.4	40	9	22.5
総務省	938	354	37.7	916	314	34.3
法務省	688	155	22.5	638	128	20.1
外務省	773	393	50.8	846	452	53.4
財務省	996	274	27.5	980	267	27.2
文部科学省	678	250	36.9	709	259	36.5
厚生労働省	1,506	514	34.1	1,552	507	32.7
農林水産省	1,751	584	33.4	1,731	570	32.9
経済産業省	1,241	496	40.0	1,254	507	40.4
国土交通省	2,608	469	18.0	2,646	436	16.5
環境省	525	159	30.3	505	153	30.3
防衛省	848	266	31.4	874	290	33.2
人事院	111	47	42.3	158	69	43.7
会計検査院	292	125	42.8	294	126	42.9
合 計	16,647	4,946	29.7	16,692	4,867	29.2

資料出所：内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」（令和6年度）

注 1 一般職給与法の行政職俸給表（一）、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表（一）及び公安職俸給表（二）の適用を受ける職員並びに防衛省職員給与法に基づき一般職給与法の行政職俸給表（一）に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象
2 内閣人事局が各府省等に聴取した結果に基づき作成
3 「係長相当職（本省）」とは、一般職給与法の行政職俸給表（一）3級及び4級相当職の本省職員をいう。

・指定職相当における女性国家公務員の登用状況

	総数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)
令和6年7月31日現在	1,032	54	5.2
(参考) 令和5年7月31日現在	1,022	48	4.7

資料出所：内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」（令和6年度）

注 一般職給与法の指定職俸給表の適用を受ける職員及び防衛省職員給与法に基づき一般職給与法の指定職俸給表に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象

ハ 役職別女性国家公務員の登用状況の推移

	総数 (人)	女性 (人)	女性 割合 (%)	指定職			本省課室長相当職以上			国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上			本省係長相当職以上		
				総数 (人)	女性 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性 割合 (%)
平成17年 1 月	194, 978	32, 332	16. 6	914	10	1. 1	8, 977	143	1. 6	—	—	—	—	—	—
平成18年 1 月	194, 155	32, 841	16. 9	938	11	1. 2	8, 976	155	1. 7	—	—	—	—	—	—
平成19年 1 月	191, 545	32, 742	17. 1	948	10	1. 1	9, 106	169	1. 9	—	—	—	—	—	—
平成20年 1 月	188, 527	32, 545	17. 3	956	11	1. 2	9, 211	180	2. 0	49, 376	2, 279	4. 6	144, 089	18, 913	13. 1
平成21年 1 月	182, 840	31, 661	17. 3	954	16	1. 7	9, 273	207	2. 2	49, 034	2, 522	5. 1	142, 701	19, 178	13. 4
平成22年 1 月	169, 730	28, 828	17. 0	967	19	2. 0	9, 250	224	2. 4	46, 660	2, 259	4. 8	134, 252	17, 566	13. 1
平成23年 1 月	168, 146	28, 963	17. 2	943	20	2. 1	9, 345	235	2. 5	46, 685	2, 298	4. 9	134, 031	18, 078	13. 5
平成24年 1 月	165, 830	28, 741	17. 3	955	18	1. 9	9, 484	247	2. 6	47, 143	2, 419	5. 1	134, 233	18, 539	13. 8
平成25年 1 月	164, 440	28, 710	17. 5	954	15	1. 6	9, 594	259	2. 7	47, 680	2, 543	5. 3	134, 445	18, 894	14. 1
平成25年10月	—	—	—	969	21	2. 2	9, 691	287	3. 0	—	—	—	—	—	—
平成26年 1 月	166, 843	29, 303	17. 6	—	—	—	—	—	—	49, 392	2, 748	5. 6	138, 025	19, 778	14. 3
平成26年 9 月	—	—	—	985	28	2. 8	9, 839	326	3. 3	—	—	—	—	—	—
平成27年 7 月	163, 471	29, 754	18. 2	—	—	—	9, 507	330	3. 5	49, 956	3, 119	6. 2	133, 910	19, 910	14. 9
平成27年11月	—	—	—	997	30	3. 0	—	—	—	—	—	—	—	—	—

資料出所:内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」等より
(注)
1. 一般職給与法の行政職俸給表(一)及び指定職俸給表の適用を受ける職員並びに防衛省職員給与法に基づき一般職給与法の行政職俸給表(一)及び指定職俸給表に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象。
2. 「指定職」とは、一般職給与法の指定職俸給表が適用される職員をいう。
3. 「本省課室長相当職以上」とは、一般職給与法の行政職俸給表(一)7級相当職以上の職員をいう。
4. 「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上」とは、一般職給与法の行政職俸給表(一)5級相当職以上の職員をいう。
5. 「本省係長相当職以上」とは、一般職給与法の行政職俸給表(一)3級相当職以上の職員をいう。

	総数 (人)	女性 (人)	女性 割合 (%)	指定職相当			本省課室長相当職			国の地方機関課長・本省課長補佐相当職			係長相当職(本省)			係長相当職(本省)のうち 新たに昇任した職員		
				総数 (人)	女性 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性 割合 (%)
平成28年 7 月	270, 097	48, 329	17. 9	1, 005	36	3. 6	13, 683	557	4. 1	75, 278	7, 049	9. 4	16, 287	3, 887	23. 9	—	—	—
平成29年 7 月	270, 377	50, 222	18. 6	1, 015	39	3. 8	13, 848	614	4. 4	75, 584	7, 624	10. 1	16, 271	3, 945	24. 2	—	—	—
平成30年 7 月	270, 519	52, 075	19. 3	1, 017	40	3. 9	13, 920	677	4. 9	76, 138	8, 232	10. 8	16, 339	4, 085	25. 0	—	—	—
令和元年 7 月	272, 335	54, 166	19. 9	1, 037	44	4. 2	14, 038	743	5. 3	76, 586	8, 871	11. 6	16, 391	4, 194	25. 6	—	—	—
令和 2 年 7 月	273, 150	57, 076	20. 9	1, 053	46	4. 4	14, 015	832	5. 9	76, 225	9, 389	12. 3	16, 088	4, 263	26. 5	—	—	—
令和 3 年 7 月	274, 244	60, 130	21. 9	1, 063	45	4. 2	13, 996	896	6. 4	75, 622	10, 028	13. 3	15, 942	4, 409	27. 7	2, 370	609	25. 7
令和 4 年 7 月	274, 204	62, 600	22. 8	1, 045	52	5. 0	14, 092	976	6. 9	74, 993	10, 560	14. 1	16, 254	4, 600	28. 3	2, 658	688	25. 9

資料出所:内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況フォローアップ」等より
(注)
1. 一般職給与法の行政職俸給表(一)、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表(一)、公安職俸給表(二)及び指定職俸給表の適用を受ける職員並びに防衛省職員給与法に基づき一般職給与法の行政職俸給表(一)及び指定職俸給表に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象。
2. 「本省課室長相当職」及び「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」の数値は「一般職国家公務員在职状況統計表」(内閣人事局)(各年7月1日現在)、「係長相当職(本省)」及び防衛省の数値は内閣人事局が各府省等に聴取した結果に基づき作成。
3. 「係長相当職(本省)のうち新たに昇任した職員」とは令和4年7月1日時点の本省に在籍する係長相当職の職員のうち、令和3年7月2日から令和4年7月1日までの間に初めて本省の係長相当職に任用された職員を、「係長相当職(本省)」とは一般職給与法の行政職俸給表(一)3級及び4級相当職の職員を、「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」とは同俸給表(一)5級及び6級相当職の職員を、「本省課室長相当職」とは同俸給表(一)7級から10級相当職の職員をいう。
4. 指定職相当の数値は内閣人事局が各府省等に聴取した結果に基づく各年7月31日現在のもの。
5. 「指定職相当」とは一般職給与法指定職俸給表の適用を受ける職員及び防衛省職員給与法に基づき一般職給与法の指定職俸給表に定める額の俸給が支給される防衛省の職員をいう。

	全職員 ※注2 (人)	女性 (人)	全職員に 対する 女性割合 (%)	指定職相当			本省課室長相当職			国の地方機関課長・本省課長補佐相当職			係長相当職(本省)			係長相当職(本省)のうち 新たに昇任した職員		
				総数 (人)	女性 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性 割合 (%)
令和 5 年 7 月	274, 699	64, 982	23. 7	1, 022	48	4. 7	14, 229	1, 065	7. 5	74, 525	11, 152	15. 0	16, 692	4, 867	29. 2	2, 927	746	25. 5
令和 6 年 7 月	276, 467	67, 448	24. 4	1, 032	54	5. 2	14, 250	1, 181	8. 3	75, 475	11, 851	15. 7	16, 647	4, 946	29. 7	2, 804	805	28. 7

資料出所:内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況フォローアップ」等より
注1 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)の行政職俸給表(一)、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表(一)、公安職俸給表(二)及び指定職俸給表の適用を受ける職員並びに防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号。以下「防衛省職員給与法」という。)に基づき一般職給与法の行政職俸給表(一)及び指定職俸給表に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象。
2 「全職員」とは、注1に記載する職員の総数をいい、役職についていない者(係員相当職)、指定職俸給表の適用を受ける職員並びに防給法に基づき指定職俸給表に定める額の俸給が支給される防衛省の職員を含む。
また、「指定職相当」、「本省課室長相当職」及び「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」については本省及び国の地方機関の職員が対象、「係長相当職(本省)」及び「係長相当職(本省)のうち新たに昇任した職員」については本省のみの職員が対象。
3 「本省課室長相当職」(防衛省を除く。)及び「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」(防衛省を除く。)の数値は、「一般職国家公務員在职状況統計表(令和6年7月1日現在)」(内閣人事局)、「係長相当職(本省)」、「係長相当職(本省)のうち新たに昇任した職員」及び防衛省の数値は内閣人事局が各府省等に聴取した結果に基づき作成している。
4 「本省課室長相当職」とは、一般職給与法の行政職俸給表(一)7級から10級相当職の職員を、「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」とは同俸給表(一)5級及び6級相当職の職員を、「係長相当職(本省)」とは同俸給表(一)3級及び4級相当職の本省職員をいう。
また、「係長相当職(本省)のうち新たに昇任した職員」とは令和5年7月1日時点の本省に在籍する係長相当職の職員のうち、令和5年7月2日から令和6年7月1日までの間に初めて本省の係長相当職に任用された職員をいう。
5 「係長相当職(本省)」については「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)において、「係長相当職(本省)のうち新たに昇任した職員」については「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣議決定)において、将来指導的地位に登用される候補者の目標として新たに定められたものである。
6 指定職相当の数値は内閣人事局が各府省等に聴取した結果に基づく各年7月31日現在のもの。